

労働移動支援助成金（再就職支援コース）再就職支援証明書

1 証明対象期間	年 月 日 ~ 年 月 日
----------	---------------

(_____ 枚中 _____ 枚目)

整理番号	2 支給対象者氏名	再就職先の状況						特例区分に該当する場合			12 再就職経路	13 (12欄がA(再就職支援を受託した職業紹介事業者による職業紹介)以外の場合) 再就職支援の実施状況						
		3 事業所名 (再就職の年月日) (職業紹介事業者との関係)	4 企業規模	5 産業分類 (中分類)	6 職種	7 雇用形態	8 雇用保険 被保険者 資格	9 離職時の 賃金月額 (円)	10 雇入れ時 の賃金月 額(円)	11 賃金 変化率 (%)		(1)再就職支 援の開始日	(2)面談 (実施回数 を記載)	(3)履歴書 作成支援 (実施回数 を記載)	(4)面接ト レーニン グ(実施回 数を記載)	(5)セミ ナー受講 (受講回数 を記載)	(6)求人応 募(応募件 数を記載)	(7) (2)~(6)以外 の支援内 容 (2)~(6)以外 で支給対象 者に実施し た支援を具 体的に記 載)
		(年 月 日) (有・無)	大・ 中小		[]						[]							
		(年 月 日) (有・無)	大・ 中小		[]						[]							
		(年 月 日) (有・無)	大・ 中小		[]						[]							
		(年 月 日) (有・無)	大・ 中小		[]						[]							
		(年 月 日) (有・無)	大・ 中小		[]						[]							
		(年 月 日) (有・無)	大・ 中小		[]						[]							

(職業紹介事業者の証明)

以上の記載事項に誤りのないことを証明する。

年 月 日

(〒 _____)

所在地

電話

事業所名

代表者名

(注) 職業紹介事業者が当該委託の対象者に対して退職勧奨等の働きかけを行った場合、本助成金は支給されません。
記載にあたっては、裏面の記入上の注意を必ずご覧ください。6欄、7欄及び12欄は裏面記載の記号のうち該当するものを記入してください。

様式第5号（裏面）

【提出上の注意】

- この証明書は、再就職に係る支援を委託した職業紹介事業者の証明を得て、支給申請書（様式第3-1号）に添えて提出してください。
- この証明書は、委託した職業紹介事業者ごとに作成してください。
- この証明書の内容について、疑義がある場合には再就職に係る支援を委託した職業紹介事業者に問い合わせる場合がありますので、御了承ください。

【記入上の注意】

- 1欄は、再就職支援の委託により実際に支援を実施した期間を記入してください。
- 整理番号欄には、支給対象者ごとに通し番号を付けてください。同一の支給対象者については、他の様式（様式第4号、第6号）の整理番号欄においても、この欄の整理番号を記載してください。
- 3欄には、支給対象者の再就職先及び再就職が実現した日及び再就職先事業所が、支給対象者に対する再就職支援を受託した職業紹介事業者の事業所、又は再就職の日から起算して1年前の日から当該再就職の日までの間において当該職業紹介事業者と資本的・経済的・組織的関連性等からみて密接な関係にある事業主の事業所である場合は有に「○」を、それ以外の場合は無に「○」を記入してください。「資本的・経済的・組織的関連性等からみて密接な関係」とは、以下のことを指すほか関係性を総合的に判断します。
ア 他の事業主の総株主又は総社員の議決権の過半数を有する事業主を親会社、当該他の事業主を子会社とする場合における、親会社又は子会社であること。
イ 取締役会の構成員について、代表取締役が同一人物であること、又は取締役を兼務しているものがいずれかの取締役会の過半数を占めていること。
- 4欄には、再就職先の事業所が属する企業全体の規模について該当する方に「○」を記入してください。企業規模は、企業の主たる事業及び資本金又は常時雇用する労働者数をもとに判断され、以下の表にいずれかに該当する場合は中小企業、いずれにも該当しない場合は大企業に区分されます（常時雇用する労働者とは、2か月を超えて使用される者であり、かつ、週当たりの所定労働時間が、当該事業主に雇用される通常の労働者と概ね同等である者をいいます）。

6欄の「企業の主たる事業」	8欄の「企業の資本の額又は出資の総額」	9欄の「企業全体の常時雇用する労働者数」
イ. 小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
ロ. サービス業	5,000万円以下	100人以下
ハ. 卸売業	1億円以下	100人以下
ニ. その他	3億円以下	300人以下

- 5欄には、事業の種類について、日本産業分類の中分類のうち01～99までの該当する数字を記入してください。
- 6欄には、支給対象者の再就職先での職種を以下から選び、その記号を記入してください。

- ・職種・・・該当する職種を以下から選び、数字を記入してください。
01. 管理的職業、02. 研究・技術の職業、03. 法務・経営・文化芸術等の専門的職業、04. 医療・看護・保健の職業、05. 保育・教育の職業、06. 事務的職業、07. 販売・営業の職業、08. 福祉・介護の職業、09. サービスの職業、10. 警備・保安の職業、
11. 農林漁業の職業、12. 製造・修理・塗装・製図等の職業、13. 配送・輸送・機械運転の職業、14. 建設・土木・電気工事の職業、15. 運搬・清掃・包装・選別等の職業
- 7欄には、支給対象者の再就職先での雇用形態について、次の中から該当するものの記号を記入してください。

- A＝フルタイム労働者（期間の定めなし）
 - B＝フルタイム労働者（反復更新ありの6か月以上の有期雇用契約）
 - C＝フルタイム労働者（B以外の有期雇用契約）
 - D＝パートタイム労働者
 - E＝派遣労働者
 - F＝その他（その内容を具体的に備考欄に記入）
- 8欄には、再就職支援サービスの委託契約日以降、助成対象期限（45歳未満は離職日の翌日から6か月、45歳以上は9か月）までの間に、雇用保険一般被保険者又は高年齢被保険者資格を取得した者（週20時間以上・31日以上雇用契約によって雇い入れられた者）について○を記入してください。
 - 特例区分に該当する場合、9～11欄の記入が必要です。（該当しない場合は、記載不要）
 - 9欄には、離職時の賃金月額を記入してください。具体的には、支給対象者が離職前に申請事業主に雇用されていた6か月に支払われた賃金（毎月きまって支払われる基本給、扶養手当、通勤手当、超過勤務手当、住宅手当等が含まれ、臨時に支払われる業績手当や、3か月を超える期間ごとに支払われる賞与は除かれます。）の総額を6で割った額を記入してください。
 - 10欄には、再就職先における賃金月額を記入してください。具体的には、基本給、扶養手当、通勤手当、住宅手当等毎月きまって支払われる金額です。ただし、雇入れ時であるため超過勤務手当は含まれません。
 - 11欄には、(雇入れ時の賃金月額／離職時の賃金月額)×100で算出された数値を記入してください。
 - 12欄には、支給対象者の再就職経路について、次の中から該当するものの記号を記入してください。

- A＝再就職支援を受託した職業紹介事業者による職業紹介
- B＝ハローワークによる職業紹介
- C＝本人自身のネットワークの活用（自己開拓）
- D＝求人情報・求人広告（E、Fを除く）
- E＝インターネットによる求人情報・求人広告
- F＝ダイレクトメールによる求人情報・求人広告
- G＝その他（その内容を具体的に備考欄に記入）

- 13欄は、12欄の再就職経路が「A（再就職支援を受託した職業紹介事業者による職業紹介）」以外の場合に記載してください。

- (1) 13(1)欄は、支給対象者に係る委託契約の日以降、下記※1に該当する再就職支援を開始した日を記載してください（再就職支援に含まれないオリエンテーション、ガイダンス等を実施した日は含みません。）。
- (2) 13(2)～(7)欄は、下記※1に該当する再就職支援を委託した職業紹介事業者における再就職支援の状況を記載してください。
- (3) 13(6)欄は、再就職支援を委託した職業紹介事業者の紹介により応募した件数を記載してください。

※1 本助成金における「再就職支援」とは、求職者に対して行われる職業相談、職業紹介、訓練（セミナーを含む。）、グループワーク等のその再就職を促進するための支援のことをいいます。再就職支援の開始時等に行われるオリエンテーション、ガイダンス、再就職支援の進め方などに係る初回面談、再就職決定後における助言及び事務手続き等のための面談、電話等での事務連絡（来所日の連絡等）等は再就職支援に含まれません。